



平成20年度東京ブロック研修
「特定健診保健指導全国調査から
見えるもの」

平成19年度地域保健総合推進事業
「医療制度改革における生活習慣病対策に関する
市区型と県型保健所の役割の検討」結果より

千代田区千代田保健所長

大井 照



事業実施目的

医療制度改革における生活習慣病対策の見直しに関し、既存の市民健診、がん検診と平成20年度からの特定健診・特定保健指導とのデータ・手法面での連続性の確保と分析を行い、県型、市区型保健所において新たな生活習慣病対策を円滑に実施する方策を検討する

アンケート調査

実施時期

平成19年 7月

平成19年12月（市区型保健所のみ追加調査）

対象

- ・ 県型保健所：47都道府県
- ・ 市区型保健所：83市区

回収率

7月・県型保健所：47 / 47（100%）

市区型保健所：63 / 83（75.9%）

指定都市(13*)、中核市等(28)、特別区(22)

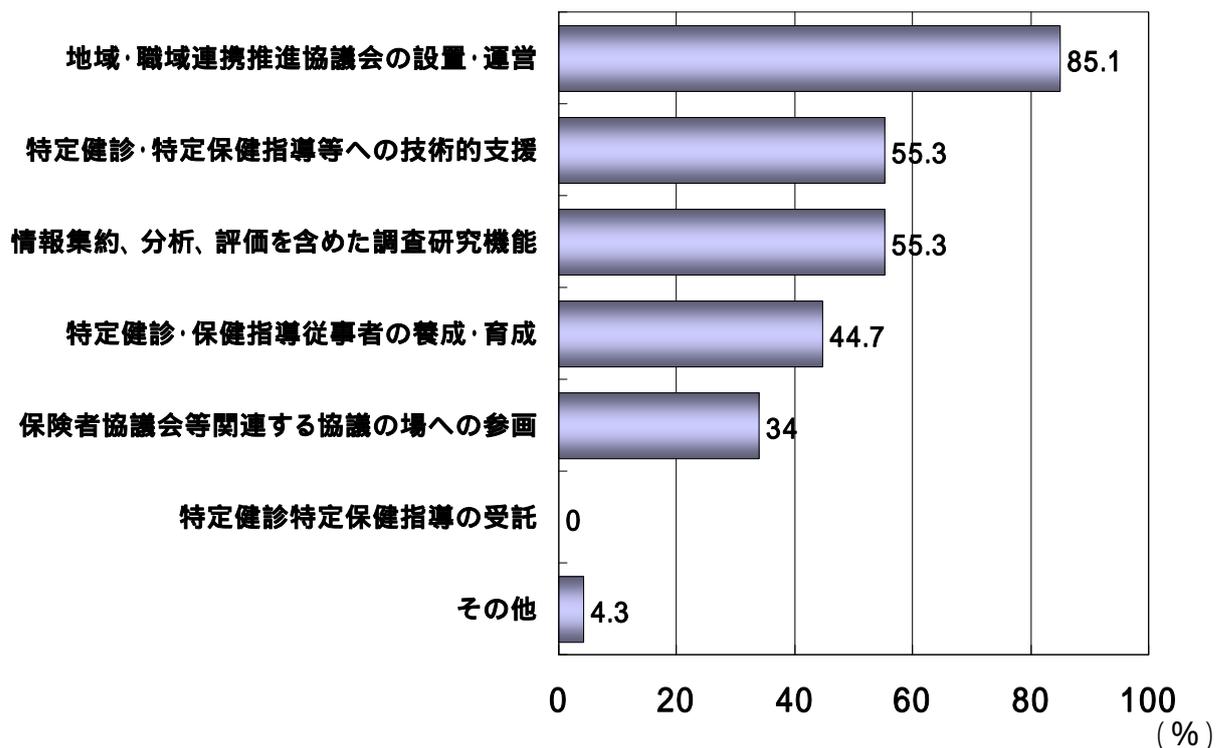
12月・市区型保健所：52 / 83（62.7%）

指定都市(12*)、中核市等(22)、特別区(18)

*指定都市の複数保健所は市代表1保健所とした。

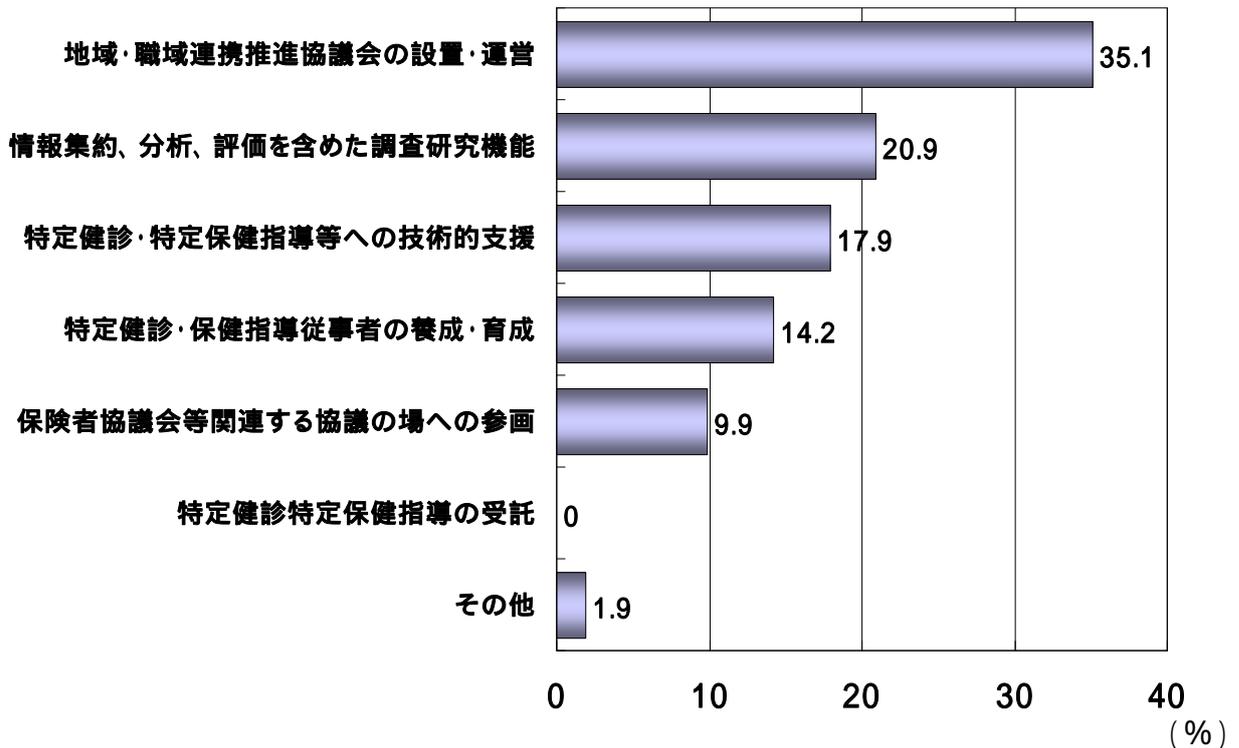
平成20年度以降取り組み予定事項(県型保健所)

重複回答可



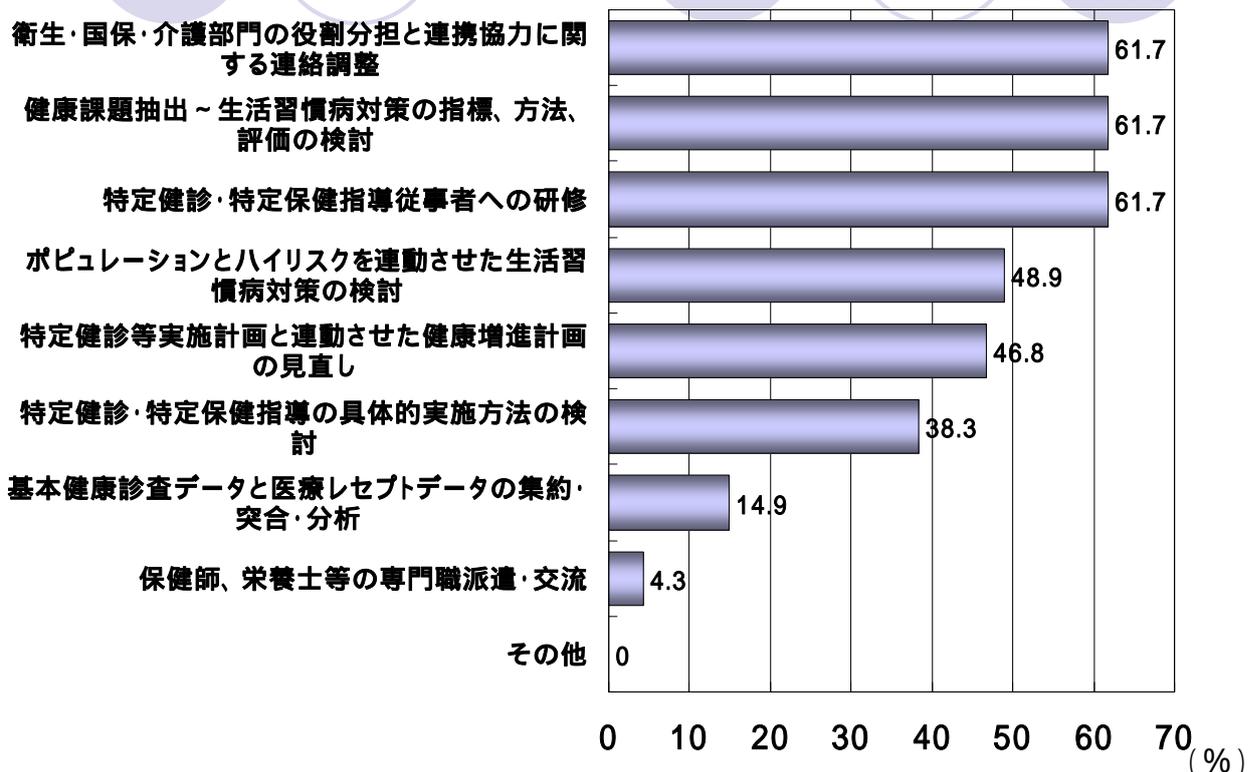
平成20年度以降取り組みの優先度(県型保健所)

重複回答可

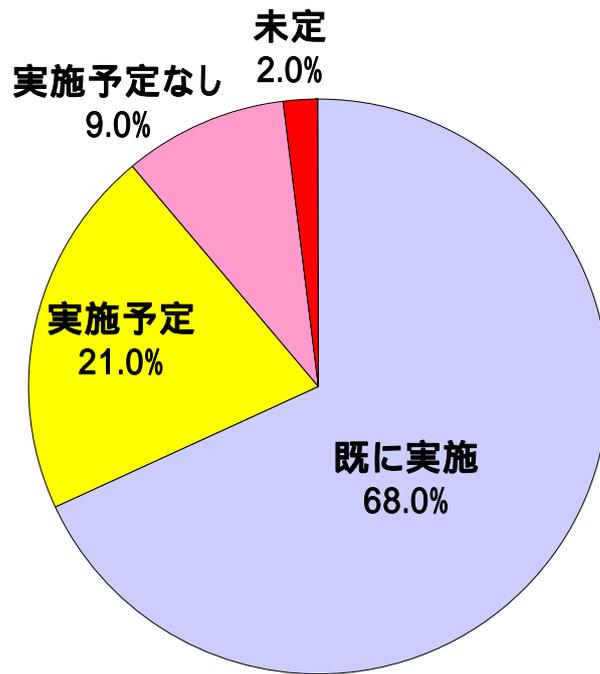


平成19年度に実施している市町村支援内容(県型)

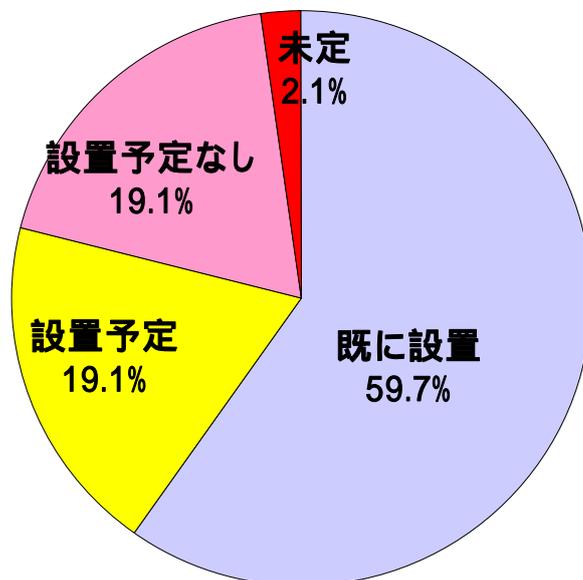
重複回答可



地域・職域連携推進事業の実施状況 (県型保健所)

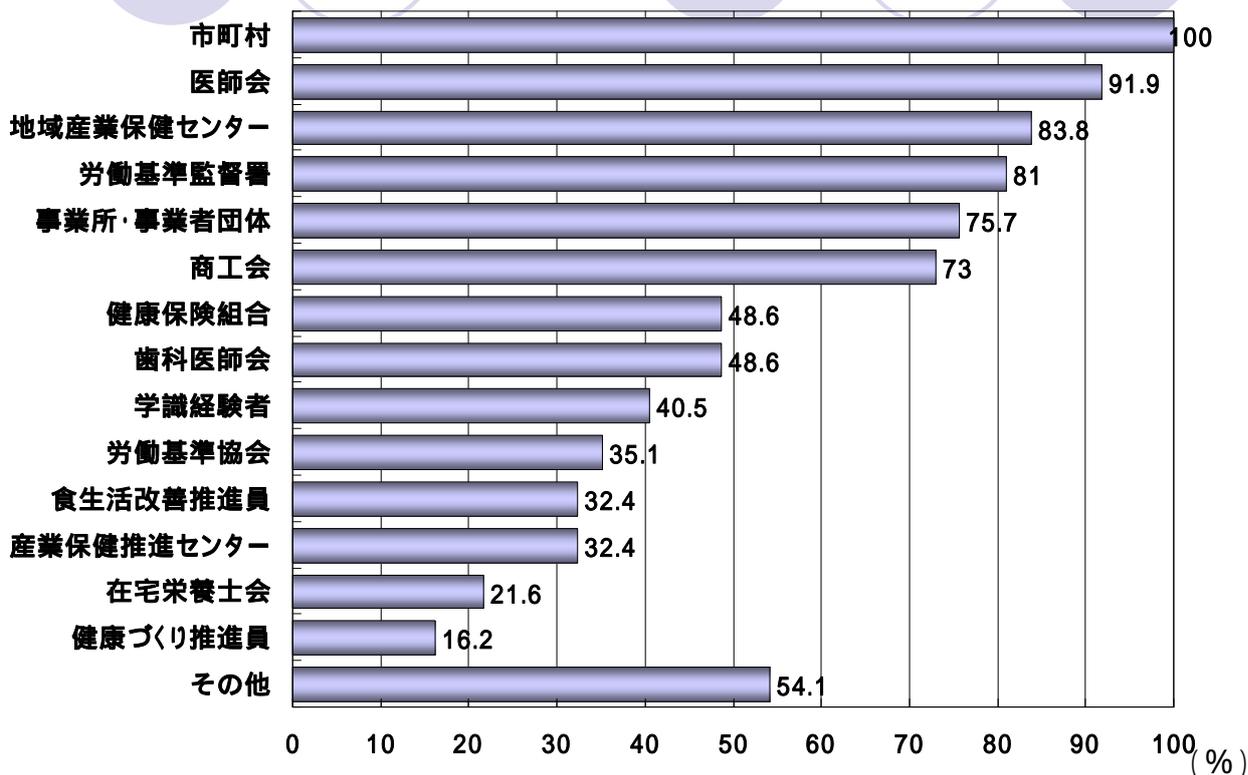


地域・職域連携推進協議会の設置状況 (県型保健所)



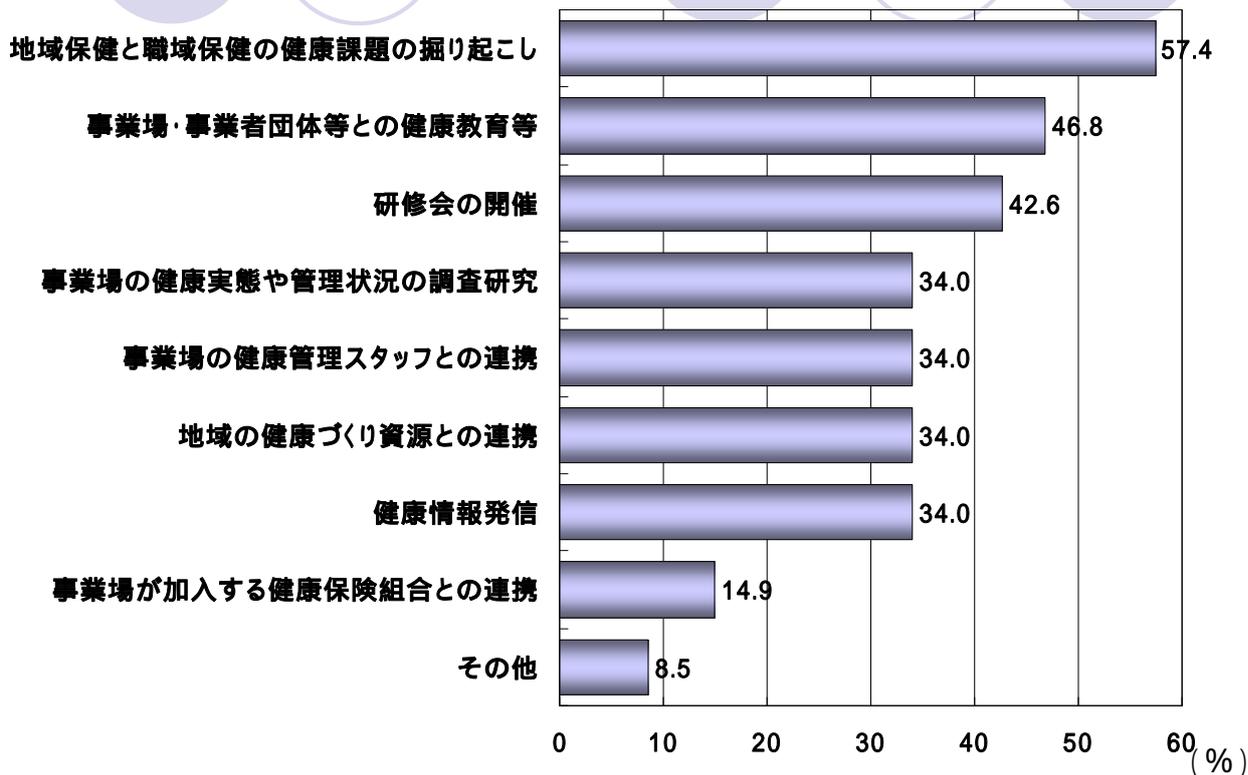
地域・職域連携推進協議会構成メンバー(県型)

n = 37 重複回答可

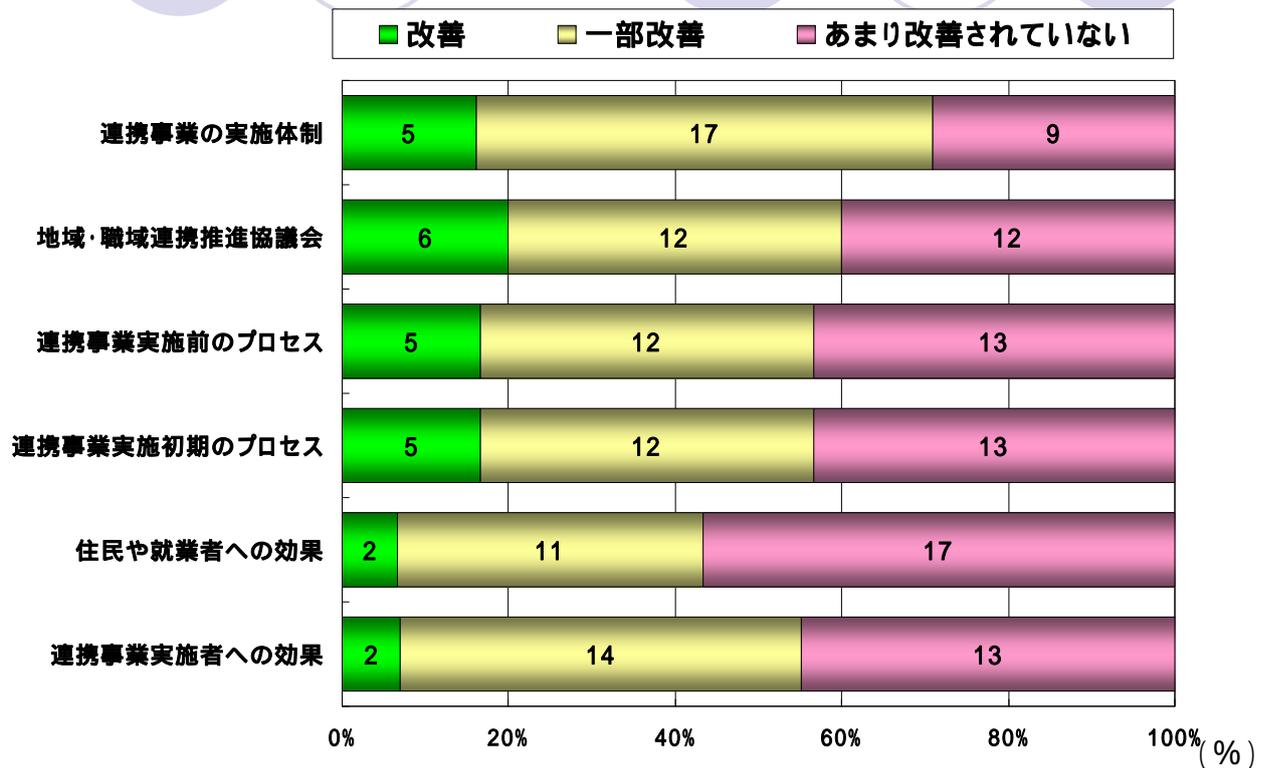


地域・職域連携推進事業の働き盛りへの係わり(県型)

n = 47 重複回答可



地域・職域連携推進事業の評価状況(県型)



地域・職域連携推進事業についての自由意見1 (県型保健所)

- 県型保健所の大半は、地域・職域連携推進事業の重要性を認識し、積極的に推進している。ただ、どうしても地域保健主導で推進している状況にあり、地域と職域の相互理解にはまだ時間を要するとの意見であった。

地域・職域連携推進事業についての自由意見2 (県型)

- 具体的連携項目としては、特定健診・特定保健指導の効果的な実施に向けた取り組みをはじめ、喫煙対策、心の健康づくり、うつ対策や自殺対策等健康づくりの幅広い課題に取り組んでいる。また地域づくりに視点をおいた生活習慣病予防に取り組んでいるところや、先進的取り組みとしては、佐賀市の事例では、糖尿病部会や肝炎対策を協議会のテーマとして推進している。

地域・職域連携推進事業についての自由意見3 (県型)

- 小規模事業所については、一様に、事業主の意識が低いことと健康づくりの基盤が泥弱であるとの指摘があり、定期健康診断すら実施していない事業所もあることが明らかになった。また、平成20年からの特定健診等についても十分な情報提供がなされていない等、明らかな情報格差も伺えた。

地域・職域連携推進事業についての自由意見4（県型）

- 事業評価については、事業実施1～2年目のところが多く、職域の健康づくりの改善についての効果判定は時期尚早との意見が多かった。

特定健診・特定保健指導実施に向けての自由意見1（県型保健所）

- 県型保健所は、特定健診・特定保健指導の実施主体ではないため、会議、研修を通じた市町村支援や、部門間の調整を主とした役割と考えている。
- 関係部門との連携については、全体のネットワークづくりに取り組んでいるところもあれば、縦割りの中で全く連携がとれていないところもあり、取り組みの格差が大きい。さらに、県保険課や国保連合会が主催する会議や研修会との整合性や連携を、今後の課題としている。

特定健診・特定保健指導実施に向けての 自由意見2 (県型保健所)

- 具体的な支援内容は、市町村の情報交換、特定保健指導等実施計画策定支援、特定保健指導の技術研修、地域特性を踏まえた健康なまちづくりの支援等がみられた。
- 課題としては、市町村のマンパワー不足、人材育成の必要性、アウトソーシング先の確保、未受診者や非該当への対策も含めたトータルとしての生活習慣病対策、特定健診と連動したポピュレーションアプローチの重要性やその評価方法、健診データの共有、住民や事業所への啓発方法等々、現時点で多くの課題が示された。

市区型保健所の7月調査結果 1

1 . 保健所と国保部門との連携体制

- | | |
|-------------------|----------|
| ・ 検討会を設置している | 39 (62%) |
| ・ 保健師等に兼務辞令が発令された | 10 (16%) |
| ・ 組織が一体化された | 0 (0%) |
| ・ その他 | 13 (21%) |

2 . 保健所の役割として本来行うべき事項

- | | |
|------------------------------|----------|
| ・ 健康情報集約～分析～発信の機能 | 43 (68%) |
| ・ 医療機関、民間等が適切にサービスを指導・助言する機能 | 37 (59%) |
| ・ データの集約、分析、評価する機能 | 35 (56%) |
| ・ 研修会の開催 | 32 (51%) |

市区型保健所の7月初回調査結果 2

3. 特定健診・保健指導の実施にあたっての課題

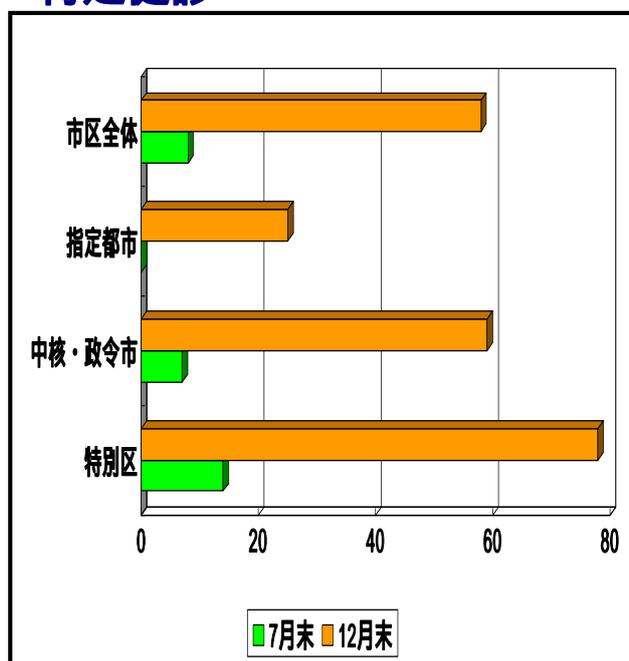
- ・単価 / 様式の統一化 40 (64%)
- ・機器 / 設備 / 人材を満たす拠点の不足 31 (49%)
- ・保健指導が行える質を満たす拠点の不足 30 (48%)
- ・その他：現状体制による評価の困難、サービス提供量の不足等

4. 計画・実施・評価等の実施の方向性(保健所数)

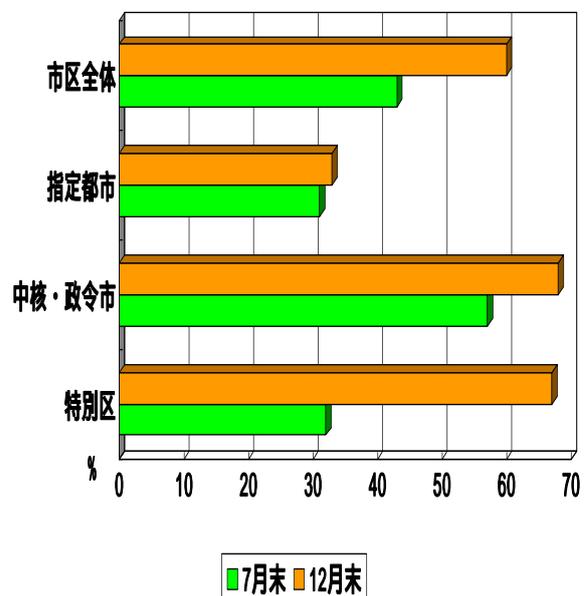
	保健所中心	関与	委託
・実施計画の策定	1	48	2
・特定健診の実施	5	18	46
・保健指導の実施	27	16	35
・情報の集約～効果検証	29	49	6
・レポートの突合～分析～評価	17	52	4

特定健診・保健指導を実施する保健所の割合(%) (平成19年7月と12月調査の比較)

特定健診

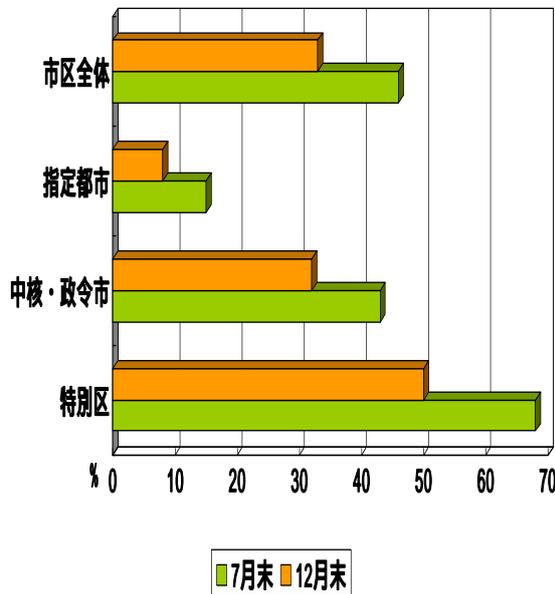


特定保健指導

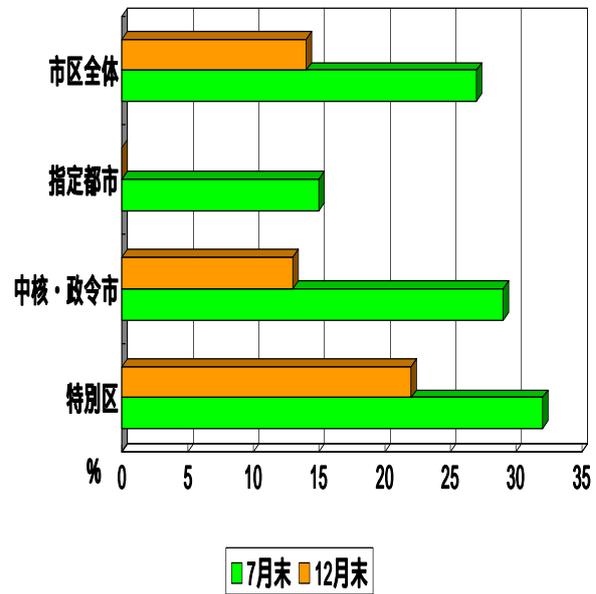


特定健診・保健指導事業の評価等を実施する保健所の割合(%) (平成19年7月と12月調査の比較)

情報の集約・効果検証



レセプトとの突合/分析/評価



市区型保健所における初回（7月末）と再調査（12月末）の推移

- 組織再編した保健所は、前回と概ね同じ2割以内であった。
- 特定健診を実施する保健所は、前回8%から今回58%と大幅に増加。特定保健指導も初回の43%から今回60%に増加。
- 情報の集約・効果検証の実施は、初回46%であったが33%とやや減少した。
- 健診・保健指導と医療レセプトとの突合・分析・評価の実施は、初回27%から今回14%と減少した。

特定健診・保健指導の実施における課題 (%)

- 自治体間、保険者間の相互乗入れ、単価、様式等の統一化の問題 64%
- 特定健診保健指導が行える機器・設備・人材(専門職)等を満たす拠点がハード、ソフト両面に少なく、サービス提供量も少ない。 49%
- 特定健診・保健指導評価は現体制では困難 43%
- 特定健診・保健指導に従事するスタッフの育成機会が少ない。 43%

県型保健所からの提言

1. 地域・職域連携推進事業は、働き盛り世代の健康づくりを推進するための中心的事業であり、今回、中小企業における地域保健と職域保健の意識の差が明らかになったことから、県型保健所においては、関係機関との連携の下、継続的な介入・支援が求められる。国においてもこのような状況に鑑み、一層の財政的・技術的支援をお願いしたい。

県型保健所からの提言1

1. 地域・職域連携推進事業は、働き盛り世代の健康づくりを推進するための中心的事業であり、今回、中小企業における地域保健と職域保健の意識の差が明らかになったことから、県型保健所においては、関係機関との連携の下、継続的な介入・支援が求められる。国においてもこのような状況に鑑み、一層の財政的・技術的支援をお願いしたい。

県型保健所からの提言2

2. 健康増進計画を推進するためには、特定健診・特定保健指導のみならず市町村衛生部門の保健事業を総合的に推進することが求められていることから、県型保健所においては、関係機関の連携協力の下、地域の健康情報の共有と総合的な推進・評価に努める。

県型保健所からの提言3

3. 地域の健康づくりを推進するためには、ハイリスクと連動したポピュレーションアプローチが求められているが、現時点ではポピュレーションアプローチの明確なガイドラインはない。県型保健所の役割として、特定健診等が導入されて以降の、生活習慣病に対する新たなポピュレーションアプローチのあり方について、効果的な実施方法や評価方法の検討が望まれる。

市型保健所の役割に関する課題と提言

- ・半数以上の保健所で国保部門との連携のため検討会の設置等を行っている。中核市等・特別区に比べ、指定都市では低い傾向があり、これは、指定都市では本事業を本庁が実施しているためと考えられる。
- ・半数程度の保健所が、特定健診・保健指導に直接関わらないと回答していた。
- ・特定健診・保健指導に関与しない保健所においては、生活習慣病予防対策としての保健活動を行う上で、健診データを含めた情報は地区診断に必須であり、何らかの関与方法を検索する必要がある。

市型保健所の役割に関する課題と提言

- 多くの保健所が、本来行うべき役割として、地域住民の健康情報を集約・分析・評価することと回答していたが、一方で事業全体のマネジメント機能と回答した保健所は18ヶ所と少なかった。
- 保健所が従来所管していた成人保健の質を確保するため、以下の事項等を明確にする必要がある。
 - 自治体組織として、地域の成人保健の質を確保する方策
 - 保健所(保健専門職)として、今後の関与方法を検討する必要がある

平成20年度の事業計画

- 県型保健所に対して地域・職域連携推進事業評価の達成状況の調査
- 市区型保健所に対して特定健診等の実施状況の調査。
- 国保被保険者の既存健診データと医療レセプトとの突合により、生活習慣病の医療特性を分析する
- 既存の市民健診データと特定健診データの継続性を担保する方策の検討
- 特定健診・保健指導マニュアルの有効性を検証し、見直しに向けての提言を行う。